

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

厳しい経済環境の中で、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成に係る要件を緩和するものである。

2 条例の概要

(1) 平成22年2月1日から平成23年3月31日までの間に、製造業を営む中小企業者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業に係る知事の認定を受ける場合には、当該事業に係る投資額の要件は3,000万円超（現行 5,000万円超）と、新規雇用労働者数の要件は3人以上（現行 5人以上）とする。

(2) 施行期日は、平成22年2月1日とする。